

住民監査請求に係る監査結果の公表

(令和7年12月2日受付、令和8年1月27日決定)

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張のうち研修費及び調査研究費（別表に掲げる領収書5から領収書9まで）に係る部分については請求人の主張に理由がないと認めますが、人件費（別表に掲げる領収書1から領収書4まで）に係る部分については、合議により次のように勧告することに決定しました。（勧告）

勧告

市長に対し、次に掲げる措置を令和8年3月31日までに講じることを勧告します。

本件請求に係る人件費について、改めて精査した結果、政務活動費を充てることができない経費が含まれる場合には、損害を補填するために必要な措置を講じること。

第2 請求の受付

1 請求人

（略）

2 請求書の提出日

令和7年12月2日

3 請求の内容

請求の内容は、おおむね別紙1のとおりです。

4 監査委員の辞退

議員選出の瀬之間監査委員及び麓監査委員から、本件請求は議会制度に関わるものであり、公正な監査を期するため、本件請求の監査の執行を辞退する旨の申し出がありました。そのため、両委員は本件請求の監査に加わっていません。

5 要件審査

監査委員は、令和7年12月19日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査

を実施することを決定しました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

令和6年度の政務活動費（別表に掲げる領収書1から領収書9までに係る経費に限る。）について、市長が不当利得返還請求権を行使せず、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか否かを監査対象事項としました。

なお、請求人は、自由民主党横浜市議員団の令和4年度政務活動費収支報告書等の訂正及び残余金の返還について、「理由もはっきりしないまま多額の返金に応じるべきではない」旨の主張をしていますが、当該残余金の返還は、横浜市に損害をもたらす関係にはないため、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を摘示したものと認められません。

2 監査対象局

議会局を監査対象局としました。

3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和7年12月23日に追加の証拠の提出を受けるとともに、令和8年1月13日に陳述を聴取しました。

また、監査委員は、令和8年1月7日に監査対象局から見解書（別紙2のとおり）の提出を受けるとともに、令和8年1月13日に監査対象局職員から陳述を聴取しました。

4 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、日本維新の会横浜市議員団・無所属の会の所属議員（政務活動費の交付を受けた1名の議員）及び自由民主党横浜市議員団に対するヒアリング調査を監査対象局を通じて行いました。

第4 監査の結果

1 請求人及び監査対象局職員の陳述

請求人及び監査対象局職員から聴取した陳述内容は、おおむね別紙3のとおりです。

2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局職員の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

(1) 政務活動費について

政務活動費は、法第100条第14項の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されています。

同項の規定では、政務活動費は、普通地方公共団体の議会における会派又は議員に交付することができることとされ、政務活動費を交付する場合には、交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないこととされています。また、同条第15項は、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面等をもって議長に報告することとされ、同条第16項では、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとするのが規定されています。

横浜市では、法の規定を受けて、横浜市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号。以下「条例」といいます。）を制定し、政務活動費の交付対象（条例第2条）、額（条例第3条第1項）、政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第4条及び別表）等を定めています。

また、条例では、政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、議長の定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」といいます。）を作成し、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」といいます。）を当該収支報告書に添付し、これを議長に提出しなければならないこととなっています（条例第6条第1項）。

横浜市会においては、「政務活動費の手引き」（以下「手引き」といいます。）を定めて、政務活動費に関する諸手続や政務活動費を充てることができる経費の範囲の考え方等を示しています。手引きには、毎年4月30日までに収支報告書及び領収書等の

写しを議長宛てに提出することとし、その際に、残余金がある場合は市長宛てに返還すること、政務活動費の執行に当たっては充当についての説明ができるよう書類等が整備されていること、政務活動費は当該活動に実際に要した費用（実費）について充当することを原則とすることや、政務活動費から人件費を支給する場合において、配偶者等で生計を同一にしている親族を雇用する場合には政務活動費を充当することができないこと、職員台帳等の書類等を整理しておくことが必要であること、宿泊を伴う視察や会費等出席者負担金を支出して会合等に参加した場合等における記録の保管の必要があること等が記載されています。また、当初提出した収支報告書に記載の支出金額の合計の範囲内で、収支報告書や領収書等の写しの訂正をすることができ、訂正可能期間は、収支報告書等の閲覧を請求することができる期間と同一の期間とすること並びに訂正の手続として、速やかに収支報告書等訂正届出書と訂正後の収支報告書及び訂正に伴い削除又は追加する領収書等の写しを議長宛てに提出し、訂正の結果、新たに残余金が生じた場合は、当該残余金を市長宛てに返還すること等が記載されています。

<p>地方自治法（抜粋） 第 100 条 （第 1 項から第 13 項まで省略） ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。 ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。 ⑯ 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。 （第 17 項から第 20 項まで省略）</p>
<p>横浜市会政務活動費の交付に関する条例（抜粋） （政務活動費の交付対象） 第 2 条 政務活動費は、議長の定めるところにより、議長へ届出のあった会派（その所属議員が 1 人の場合を含む。以下同じ。）については会派ごとの選択により会派又は会派の所属議員に対し、会派に所属しない議員については議員に対し、それぞれ交付する。</p>

(政務活動費の額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、前条の規定により会派に対する交付を選択した会派(以下「交付会派」という。)に対しては、月額 550,000 円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額を、同条の規定により議員に対する交付を選択した会派の所属議員及び会派に所属しない議員(以下「交付議員」という。)に対しては、月額 550,000 円を毎月交付する。

(第2項から第4項まで省略)

(政務活動費を充てることができる経費の範囲等)

第4条 会派又は議員が政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。

2 政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会活動又は私人としての活動に要する経費に充てることができない。

3 会派又は議員は、政務活動費を前2項の規定に従って適正に使用しなければならない。

(収支報告書等の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、議長の定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し(以下「領収書等の写し」という。)を当該収支報告書に添付し、これを議長に提出しなければならない。

(第2項から第5項まで省略)

別表 (第4項第1項)

項目	内容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究に要する調査委託費、交通費、宿泊費その他の経費
研修費	研修会の開催又は研修会への参加に要する講師等の謝金、会場借上費、機材借上費、交通費、宿泊費、出席者負担金その他の経費
広報費	会派若しくは議員の活動又は市政についての市民への周知又は報告に要する印刷製本費、会場借上費、機材借上費、交通費、ウェブサイト作成管理費、送料その他の経費
広聴費	会派若しくは議員の活動若しくは市政に対する市民からの要望、意見等の聴取又は市民相談に要する会場借上費、機材借上費、交通費その他の経費
要請・陳情活動費	国等に対する要請又は陳情活動に要する交通費、宿泊費その他の経費
会議費	意見交換会その他の会議、会合等の開催又はこれらへの参加に要する会場借上費、機材借上費、交通費、宿泊費、出席者負担金その他の経費
資料作成費	会派又は議員の活動に必要となる資料の作成に要する印刷製本費、翻訳料、原稿料その他の経費
資料購入費	会派又は議員の活動に必要となる資料の購入等に要する図書購入費、新聞雑誌購読料、データベース利用料、資料複写費その他の経費
人件費	会派又は議員の活動を補助する者の雇用に要する賃金、給与、手当、社会保険料その他の経費
事務所費	会派又は議員の活動に要する事務所(附帯施設を含む。)の賃借料、管理費、光熱水費その他の経費
事務費	会派又は議員の活動に要する通信運搬費、消耗品購入費及び備品購入費(リース料を含む。)

政務活動費の手引き（抜粋）

第2章 政務活動費に関する諸手続

1 会派で会派交付を選択する場合

年度終了後の手続

⑤ 毎年4月30日までに、政務活動費収支報告書（規程第5号様式）及び領収書等の写しを議長あて提出します。

※ その際に、残余金がある場合は、当該残余金を市長あて返還します。

2 会派で議員交付を選択する場合及び議員交付の場合

年度終了後の手続

③ 毎年4月30日までに、政務活動費収支報告書（規程第5号様式）及び領収書等の写しを議長あて提出します。

※ その際に、残余金がある場合は、当該残余金を市長あて返還します。

3 収支報告書及び領収書等の写しを訂正する場合（会派交付、議員交付に共通）

(1) 訂正の対象

ア 訂正できる範囲

当初提出した収支報告書に記載の支出金額の合計の範囲内で、収支報告書の支出金額及び支出項目並びに領収書等の写しの訂正をすることができます。

イ 訂正可能期間は、条例に規定する収支報告書等の閲覧を請求することができる期間と同一（5年間）とします。

訂正の手続

① 政務活動費収支報告書（規程第5号様式）及び領収書等の写しに訂正がある場合は、速やかに収支報告書等訂正届出書（規程第6号様式）と訂正後の政務活動費収支報告書（規程第5号様式）及び訂正に伴い削除又は追加する領収書等の写しを議長あて提出します。

※訂正の結果、新たに残余金が生じた場合は、当該残余金を市長あて返還します。

第3章 政務活動費を充てることのできる経費の範囲の考え方

1 原則及び指針

原則・指針	説明
(1) 政務活動費執行に当たっての原則	政務活動費の執行に当たっては、次の項目に留意の上、会派又は議員の責任において、適切に取り扱うことが原則となります。 (①～④省略) ⑤充当についての説明ができるよう書類等が整備されていること。
(2) 実費充当の原則	政務活動費は、当該活動に実際に要した費用（実費）について充当することを原則とします。
(3) 省略	

4 政務活動費の支出に当たっての留意事項

(2) 交通費・宿泊費

(アからウまで省略)

エ 宿泊を伴う視察等について

(ア) 省略

(イ) 記録の保管

視察等を行った場合は、活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等を記録した書類・資料等を整えておく必要があります。

(ウ) 省略

(4) 会費その他の出席者負担金

ア 記録の保管

会費等出席者負担金を支出して、会合等に参加した場合は、活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等を記録した書類・資料等を整えておく必要があります。

(5) 人件費

ア 親族の雇用について

配偶者等で生計を同一にしている親族を雇用する場合、政務活動費の充当はできません。

イ 職員台帳等について

政務活動費から人件費を支給する場合は、職員台帳、雇用契約書、雇用台帳、毎月の支払確認の書類等を整理しておくことが必要です。

(2) 領収書1から領収書4までについて（人件費）

領収書1から領収書4までは、日本維新の会横浜市議員団・無所属の会に所属し、政務活動費の交付を受けた1名の議員宛ての「事務サポート費」及び「3月分給与」に係る領収書です。令和7年4月30日付の当該議員の令和6年度の収支報告書によれば、「人件費」が「賃金等」として支出されたことが記載されており、領収書添付様式の項目欄に「人件費」と記載されていることから、領収書1から領収書4までは、人件費として報告された経費に係る領収書等の一部です。

本件請求を受けて監査委員において、当該「事務サポート費」及び「3月分給与」について手引きに従い整理している職員台帳、雇用契約書、雇用台帳、毎月の支払確認の書類等の提出を求めたところ、領収書1から領収書4までに係る経費の各受領者について「業務委託契約書（準委任）」及び「業務実績表」の提出がありました。「業務委託契約書（準委任）」及び「業務実績表」における委託業務内容、業務時間、委託料の支払いについては、概ね次表とおりに定められていました。

	委託業務内容	業務時間	委託料の支払い
領収書1の受領者	【業務委託契約書】 政務活動及び政務活動事務所運営等に係る業務以上の各業務に付随する業務全般 (なお、業務に照らして合理的なものに限る)	【業務委託契約書】 1日あたり7時間以内かつ1週間あたり35時間以内	【業務委託契約書】 金10,000円 (1日あたり) 勤務する月末最終日に委託料を支払う
領収書2の受領者			

領収書 3 の受領者	【業務実績表】 政務活動事務所 運営業務 事務・調査業務 意見聞き取り補助 広報活動補助 政策立案補助 等	【業務実績表】 9:00～17:00	【業務委託契約書】 金200,000円 (1カ月あたり)
領収書 4 の受領者			勤務する月末最終日に委託料を支払う

監査委員において、監査対象局を通じて当該議員に確認したところ、領収書1から領収書4までに係る経費の受領者のうち、2名は親族だが、生計は同一ではなく、政務活動事務所と後援会事務所の所在地は異なるとの説明がありました。また、具体的な業務内容は、「事務所運営（来客対応、電話対応等）、意見聞き取り補助（会合等での地域住民の意見聴取）、広報活動補助（市政報告のちらし配り、市政報告の設営・運営）、政策立案補助（議員の質問原稿等の確認、各種調査に関する報告、助言、同行）」であるとの説明がありました。なお、領収書1、領収書3及び領収書4に係る経費の受領者については、「業務委託契約書（準委任）」では、勤務する月末最終日に委託料を支払うことになっているところ、次表のとおり、「業務実績表」における業務実績と領収書の支払額又は支払日が一致していませんでしたが、その理由については、次表の理由欄のとおり説明がありました。

	支払額	勤務日数 (月額の場合は「-」)	最終勤務日 (当該月)	支払日	理由
領収書1の受領者	60,000円	4日	R 6. 5. 19	R 6. 5. 31	当該議員が受領者と調整し、支払日又は金額が変更になった。
領収書3の受領者	200,000円	-	R 7. 3. 28	R 7. 3. 31	
領収書4の受領者	200,000円	-	R 7. 3. 28	R 7. 3. 31	

「業務委託契約書（準委任）」に基づき支払われた委託料が人件費として報告されていることについては、監査対象局から「本件契約について、当該議員から、実質的には、委託契約ではなく雇用契約に該当する部分がある可能性もあるため、契約書の訂正や収支報告書における支出項目の変更について、改めて精査し、適正化を図るとの回答を得たので、当該議員に対し、収支報告書の訂正等、適切な処理を行うよう求める」旨の説明がありました。

(3) 領収書 5 について（研修費）

領収書 5 は、令和 7 年 2 月 23 日付で南国忌の会が日本維新の会横浜市議員団・無所属の会に所属し、政務活動費の交付を受けた 1 名の議員宛てに発行した第 40 回南国忌会費 1,500 円に係る領収証です。令和 7 年 4 月 30 日付の当該議員の収支報告書によれば、「研修費」が「出席者負担金」として支出されたことが記載されており、領収書添付様式の項目欄に「研修費」と記載されていることから、領収書 5 は、研修費として報告された経費に係る領収書等です。

本件請求を受けて監査委員において、当該出席者負担金を支出して参加した行事について手引きに従い保管している書類・資料等の提出を求めたところ、「第 40 回南国忌」の開催案内及び次第の提出がありました。当該開催案内及び次第によれば、「第 40 回南国忌」は、令和 7 年 2 月 23 日に長昌寺（金沢区）で開催され、記念講演等が行われ、参加料は 1,500 円でした。また、金沢区等が後援している行事であることも記載されていました。

(4) 領収書 6 から領収書 9 までについて（調査研究費）

領収書 6 から領収書 9 までは、令和 6 年 5 月 5 日から同月 8 日までの自由民主党横浜市議員団の 9 名の議員によるフィリピン共和国セブ地域への議員視察に係る航空券、宿泊費及び交通費に係る令和 6 年 5 月 2 日付領収証 4 件です。令和 7 年 4 月 30 日付の自由民主党横浜市議員団の収支報告書によれば、調査研究費が「調査研究にかかる高速代、電車代、タクシー代、駐車代、会費、視察経費」に支出されたことが記載されており、領収書添付様式の項目欄に「調査研究費」と記載されていることから、領収書 6 から領収書 9 までは、調査研究費として報告された経費に係る領収書等の一部です。

本件請求を受けて監査委員において、当該議員視察について手引きに従い保管している書類・資料等の提出を求めたところ、令和 6 年 5 月 21 日付の「行政視察概要報告書」と題する文書及び行程表の提出があり、自由民主党横浜市議員団に所属する 9 名の議員が株式会社グーン フィリピン支店、セブ市腐敗槽汚泥処理施設及びオランゴ島の視察並びにコンソラシオン市長及びマンダウエ市長への表敬訪問を行ったことが報告されていました。なお、同報告書は令和 6 年 5 月 6 日及び同月 7 日の 2 日分となっていますが、行程表によれば、同月 5 日及び同月 8 日は、移動日となっています。

3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

(1) 領収書1から領収書4までについて（人件費）

領収書1から領収書4までは、人件費として報告された「事務サポート費」及び「3月分給与」に係る領収書です。

監査委員において、「事務サポート費」及び「3月分給与」について手引きに従い整理している書類等の提出を求めたところ、領収書1から領収書4までに係る経費の各受領者に係る「業務委託契約書（準委任）」及び「業務実績表」の提出があり、業務実績に応じて1日当たり10,000円又は1か月当たり200,000円の委託料が支払われることになっていたことが認められました。領収書1、領収書3及び領収書4に係る経費の受領者については、「業務委託契約書（準委任）」では、勤務する月末最終日に委託料を支払うことになっているところ、「業務実績表」における業務実績と領収書における支払額又は支払日が一致していませんでしたが、監査対象局を通じて当該議員に確認したところ「当該議員が受領者と調整し、支払日又は金額が変更になった」旨の説明をしているため、委託料のうち「業務委託契約書（準委任）」に定める支払時期に支払われていなかった部分があるものの、領収書1から領収書4までに係る経費については、形式的には「事務サポート費」又は「3月分給与」に充てられたものであると認められます。しかし、受領者の住所地、委託料の受領確認の方法などからして、その業務実態については、社会通念に照らして不自然な点も見受けられます。

領収書1から領収書4までに係る経費は、委託料として支払われているところ「人件費」の項目で収支報告書が提出されていることについて、本件請求を受けて監査委員において説明を求めたところ、監査対象局から「本件契約について、当該議員から、実質的には、委託契約ではなく雇用契約に該当する部分がある可能性もあるため、契約書の訂正や収支報告書における支出項目の変更について、改めて精査し、適正化を図るとの回答を得たので、当該議員に対し、収支報告書の訂正等、適切な処理を行うよう求める」旨の説明があったため、監査委員が法定された期間内にその後の調査を進めることができませんでした。

そのため、領収書1から領収書4までに係る経費が、政務活動費を充てることのできる経費であるかどうかについては、監査委員が法定された期間内に調査を完了すること

ができず、判断ができるまでには至りませんでした。

(2) 領収書5について（研修費）

領収書5は、研修費として報告された第40回南国忌会費に係る領収証です。

監査委員において、「第40回南国忌」について手引きに従い保管している書類・資料等の提出を求めたところ、「第40回南国忌」の開催案内及び次第の提出がありました。事実証明書として提出された一般社団法人横浜金沢観光協会のウェブページの写しによれば、当該開催案内及び次第に記載されたとおりの日時、場所で「第40回南国忌」が開催されており、参加料1,500円は領収書5の金額と一致することから、領収書5に係る経費は、会合等への参加に係る会費等出席者負担金であることが認められます。

また、当該開催案内及び次第には、活動目的の記載はありませんでしたが、領収書添付様式の摘要欄に「地元文化（直樹三十五）についての勉強会」（原文ママ）と記載されており、その目的について、監査対象局は「著名な作家である直木三十五氏が金沢区に居住していたことがあり、金沢区所在の長昌寺に墓所がある」「直木三十五賞」は、全国的にも知名度の高い文学賞であり、金沢区の地域活性化、観光の資源となる可能性があります。」「同氏に関連する講演会等」「を聴講することは、横浜市の文化事業及び地域の歴史、観光振興に関連する調査研究の一環である」と説明しています。また、監査委員が監査対象局を通じて領収書の宛名に記載されている議員に確認したところ、「金沢区内に直木三十五の菩提寺があるということも、金沢区、あるいは横浜市にとっての一つの文化的遺産であると考え。これを応援し、地域の活性化、観光等に活用していくことも考えていくべきだ」「そのように考え、」「施策研究のため出席した。」と説明しています。

市会議員の職務は地域に根ざしたものであり、地域で開催される各種会合に出席することが、必ずしも議員の調査研究等の活動との関連性を欠くとまで言い切れるものではありません。また、当該議員及び監査対象局からも地元の文化的遺産を活用した地域活性化、観光等への活用を検討するため、横浜市の文化事業及び地域の歴史、観光振興に関連する調査研究の一環として参加した旨の説明がされていることから、領収書5は、条例で政務活動費を充てることができないとされている政党活動、選挙活動、後援会活動又は私人としての活動や議会活動に要する経費には該当せず、議員の調査研究その他の活動に資する研修会への参加に要する出席者負担金であることが認められます。

請求人は、領収書5に係る経費について、「追悼会会費であり、自身で払うのが当たり前前」である旨主張していますが、議員の広範な職務に鑑みると、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費という政務活動費の性質上、政務活動費を充てて行った調査研究等の成果が直ちに会派又は議員の活動に反映されることまでは要しないものと解されます。

そのため、領収書5に係る経費は、政務活動費を充てることができる経費であると認められ、横浜市の不当利得返還請求権は発生していないため、市長に財産の管理を怠る事実があるとは認められません。

(3) 領収書6から領収書9までについて（調査研究費）

領収書6から領収書9までは、令和6年5月5日から同月8日までの自由民主党横浜市会議員団の9名の議員によるフィリピン共和国セブ地域への議員視察に係る領収書等です。

条例では、調査研究費について「市の事務、地方行財政等に関する調査研究に要する調査委託費、交通費、宿泊費その他の経費」と規定し、市の事務、地方行財政等に関する調査研究の必要性をその要件としているところ、監査委員において、当該議員視察について手引きに従い保管している書類・資料等の提出を求めたところ、「行政視察概要報告書」と題する文書の提出があり、同報告書によれば、当該議員視察の目的について「横浜市が支援してきた事業の成果を現地で直接確認し、市内企業の国際展開の実態を把握し、現地自治体との都市外交を深化させ、SDGs達成に向けた横浜市の国際的役割を再確認するため」と説明されており、調査研究の目的をもって視察を行ったことが認められます。

また、「行政視察概要報告書」には、視察年月日、視察先、対応者、参加者、視察目的、内容等が記載されており、視察内容には、視察先ごとに視察目的、視察先の概要、現地での写真、所感等が記載されているほか、所感の総括として、「横浜市がこれまで十年以上にわたり積み重ねてきた国際協力の成果を現地で直接確認し、今後の政策形成に資する多くの知見を得る極めて重要な機会となった。」「本視察は横浜市の国際協力、市内企業支援、SDGs推進、都市外交の観点から極めて妥当性が高いものであり、」「今後、今回得られた知見を議会活動および市政運営に活かし、横浜市が国際社会において果たすべき役割をさらに強化していく必要がある。」と報告されていました。

なお、領収書6から領収書9までによれば、当該議員視察は令和6年5月5日から同月8日までの4日間であるところ、「行政視察概要報告書」は令和6年5月6日及び同月7日の2日分となっていますが、行程表によれば、同月5日及び同月8日は、移動日に充てられたことが確認されていることから、同月5日から同月8日までの行程は、全体として当該議員視察であると認めることができます。

このことから、領収書6から領収書9までに係る経費は、条例で政務活動費を充てることができないとされている政党活動、選挙活動、後援会活動又は私人としての活動や議会活動に要する経費には該当せず、全体として市の事務、地方行財政等に関する調査研究に関する交通費、宿泊費その他の経費であることが認められます。

そのため、領収書6から領収書9までに係る経費は、政務活動費を充てることができる経費であると認められ、横浜市の不当利得返還請求権は発生していないため、市長に財産の管理を怠る事実があるとは認められません。

4 結論（勧告）

以上のことから、本件請求に係る研修費及び調査研究費（領収書5から領収書9までに係る経費）については、政務活動費を充てることができる経費であると認められ、横浜市に不当利得返還請求権は発生していないため、市長に財産の管理を怠る事実があるとは認められず、請求人の主張には理由がないと判断しました。しかし、本件請求に係る人件費（領収書1から領収書4までに係る経費）については、本件請求を受けて再点検した結果、「契約書の訂正や収支報告書における支出項目の変更について、改めて精査し、適正化を図る」旨の説明があったため、監査委員が法定された期間内に調査を完了することができませんでした。本件請求に係る人件費については、業務実態について社会通念に照らして不自然な点も見受けられるところ、監査対象局の説明が明らかでないことにより、監査委員が判断できるまでには至らなかったため、法第242条第5項に基づき、市長に対し、次に掲げる措置を講じることを勧告します。

本件請求に係る人件費について、改めて精査した結果、政務活動費を充てることができない経費が含まれる場合には、損害を補填するために必要な措置を講じること。

5 意見

- (1) 政務活動費については、会派又は議員に対し、収支報告書及び領収書等の写しを議長に提出することが義務付けられており、収支報告に係る各経費が政務活動費を充てることができる経費であることを適切な資料をもって議長に明らかにすることが求められています。

政務活動費の執行に当たっては充当についての説明ができるよう書類等が整備されていることが原則となっているところ、本件請求に係る人件費（領収書1から領収書4までに係る経費）については、本件請求を受けて再点検した結果、「契約書の訂正や収支報告書における支出項目の変更について、改めて精査し、適正化を図る」旨の説明があったため、監査委員が法定された期間内に調査を完了することができませんでした。本件請求に係る人件費については、業務実態について社会通念に照らして不自然な点も見受けられるところ、監査対象局の説明が明らかでないことにより、法定された期間内に監査委員が判断できるまでには至らなかったものです。政務活動費が公金であることに留意し、使途の透明性を確保し、適正に使用することを求めます。

- (2) また、本件請求においては、請求の理由として、手引きに従い保管している書類・資料等について開示請求をしたところ不開示決定を受けたため、政務活動との関連が判断できない旨述べられていました。

住民監査請求の本来の目的は、市民からの普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを求める請求について、監査委員が監査するものであり、請求人に対し、市政に関する情報を提供することを目的とするものではありません。

収支報告書に添付して議長に提出する領収書等の書類や報告事項の拡充を検討する等、会派又は議員がその使途について市民への説明責任を果たせるよう、より一層の透明性の確保と制度の適正な運用を求めます。

6 判断の根拠とした書類

- (1) 見解書
- (2) 令和7年12月19日監監第805号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提

出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

(3) 令和8年1月13日監監第873号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

(4) 令和8年1月19日監監第887号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答

別表

番号	年月日	項目	目的・内容等	金額
領収書 1	R 6 . 5 . 31	人件費	事務サポート費	60,000 円
領収書 2	R 7 . 3 . 30	人件費	事務サポート費	50,000 円
領収書 3	R 7 . 3 . 31	人件費	事務サポート費	200,000 円
領収書 4	R 7 . 3 . 31	人件費	3 月分給与	200,000 円
領収書 5	R 7 . 2 . 23	研修費	第40回南国总会費	1,500 円
領収書 6	R 6 . 5 . 2	調査研究費	令和 6 年 5 月 5 日～8 日フィリピン コンソラシオン市・マンダウエ市・ラブラブ市視察代金（航空券、宿泊費、交通費）	209,870 円
領収書 7	R 6 . 5 . 2	調査研究費	令和 6 年 5 月 5 日～8 日フィリピン コンソラシオン市・マンダウエ市・ラブラブ市視察代金（航空券、宿泊費、交通費）	309,870 円
領収書 8	R 6 . 5 . 2	調査研究費	令和 6 年 5 月 5 日～8 日フィリピン コンソラシオン市・マンダウエ市・ラブラブ市視察代金（航空券、宿泊費、交通費）	209,870 円
領収書 9	R 6 . 5 . 2	調査研究費	令和 6 年 5 月 5 日～8 日フィリピン コンソラシオン市・マンダウエ市・ラブラブ市視察代金（航空券、宿泊費、交通費）	209,870 円

※請求人から提出された横浜市職員措置請求書の概要

請求の内容

1 請求の趣旨

市長は、市会議員に対して政務活動費として毎月 55 万円という全国でも最高額に近い高額を支給しています。そして市議は使用せず残金が出た場合には返還することになっています。

この夏、令和 6 年度の政務活動費の領収書が公開されました。

政務活動費をチェックすることになっている議会局からは、「提出されている領収書のチェックは日付と金額だけ」とのことで提出されている領収書をいちいちチェックはしないそうですが、私たちが令和 6 年度の全ての領収書をチェックしたところ不適切な使用ではないかと思われるものがいくつか確認されております。

それらについて市長は返還請求権を怠っています。

市長が返還請求権を行使しないことにより、市会議員の政務活動費の不適切使用は容認され続けています。これは違法・不当なことです。

また最近になり、問題なしとして監査を通った案件が、突如「誤っていた」として 70 万円を超える金額が市に返還されるという事案が発生しており、市の監査をないがしろにする事態となっております。

市長は不適切使用については返還請求権を行使し、市財産の回復をすべきです。

また理由もはっきりしないまま多額の返金に応じるべきではなく、不当利得を得た可能性もあり、市財政の健全化を阻害するものです。

なお令和 6 年度の領収書については、令和 7 年 4 月に横浜市に提出され、令和 7 年 7 月に公開されたものであり、私どもが確認できたのはそれ以降のことです。そのため「財務会計上 1 年経過」には当たりません。

2 使用が適切ではない領収書(事実証明書の一覧と説明)

(1) その 1

令和 7 年 3 月 31 日に議員が人件費として 2 名の人物に 20 万円ずつ 40 万円を支払っておりました。他に県外の人物に 5 万円を人件費として支払っており令和 7 年 3 月の人件費は 45 万円となっています。収支報告書を見るとこの議員は、政務活動費のほとんどを家賃とアルバイト代に費やしており、他の議員

と比べても異常な支出となっています。議会局は人件費が政務活動に当たるか否か検証することもなく、この支出をみとめています。

(2) その2

議員は金沢区長昌寺で開かれた作家京極夏彦さんの講演会に参加したのを「地方文化についての勉強会」と称して「研修費」として計上しています。直木三十五追悼会会費であり、自身で払うのが当たり前です。

(3) その3

議員が令和6年5月にフィリピンへ視察旅行に出かけた関係の領収書がありました。

そこで今回この海外視察に関して情報公開請求をしたところ、議長から不開示決定をいただきました。この「不開示決定」について職員にお聞きしたところ「記録をし資料などを議員がもっていると思いますが、議長に提出されていないので議長が所持していない」とのことでした。

横浜市の「政務活動費の手引き」の17ページには確かに「宿泊をともなう視察」を実施した場合には「活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等を記録した書類・資料などを整えておく必要がある」とありますが、その「書類・資料」を「議長に提出する」との規定がありません。

当然市側にも「視察報告書」の提出がないのですから、政務活動であるか否か判断はできません。何が政務活動であったのかは、報告書を見ないかぎり判断すべきではないのです。

監査委員からも報告書を提出させるようにと意見があったはずですが。

(4) 横浜市の不適切な金銭の授受

本年9月30日、自民党議員団から「誤りがあった」として監査を通った案件の704,550円という多額の返還申し出があり、10月7日にこれを受け取ったとのことです。

その際市側は理由について確認をしておりません。

そもそも監査を通った案件をいまさら何を誤ったのでしょうか。

また横浜市の監査はだませたが、裁判所はだませないだろうという判断だとしたら失礼な話です。

理由もはっきりしないまま多額の金銭を受け取るのは、不当利得として訴えられる可能性もあり、財政規律を歪めるものです。すみやかに返すべきです。

見解書

令和8年1月7日 議会局

1 見解

政務活動費における返還請求に関する措置請求については棄却し、令和7年10月8日の雑入を返還せよとの請求に関する措置請求については却下し、又は棄却するとの監査結果の決定を求めます。

2 政務活動費について

(1) 地方自治法の定め

政務活動費については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、交付することができ、交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めるとしています。

同条第15項で、会派又は議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録をもって議長に報告するとし、同条第16項で、議長は、政務活動費の用途の透明性の確保に努めるものとするとしています。

(2) 条例の定め

法の規定を受けて、横浜市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年2月横浜市条例第3号。以下「条例」という。）を制定しています。

交付の額及び方法については、条例第3条で議員1人当たり月額550,000円を会派又は交付議員に毎月交付するものとしています。

政務活動費を充てることができる経費の範囲については、条例第4条第1項に基づき別表で定めています。

同条第2項では「政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会活動又は私人としての活動に要する経費に充てることができない。」とし、同条第3項で「会派又は議員は、政務活動費を前2項の規定に従って適正に使用しなければならない。」としています。

また、政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、条例第6条第1項で、議長に収支報告書等を提出しなければならないとしています。

(3) 規則及び規程の定め

条例の施行について必要な事項は、横浜市会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年3月横浜市規則第31号。以下「規則」という。）で定められています。

(4) 政務活動費の手引き

政務活動費の概要、政務活動費に関する諸手続及び政務活動費を充てることができる経費の範囲の考え方について、横浜市会では「政務活動費の手引き」（以下「手引

き」という。)を定めています。

年度終了後の手続について、手引き第2章で、毎年4月30日までに、政務活動費収支報告書及び領収書等の写しを議長宛て提出することとし、その際に、残余金がある場合は、当該残余金を市長宛て返還することを規定しています。

政務活動費を充てることができる範囲の考え方について、手引き第3章の「1 原則及び指針」では、(1)政務活動費執行に当たっての原則として「①条例に定める、政務活動費を充てることができる経費の範囲内の内容であること、②当該活動の必要性があること、③当該活動に要した金額やその態様等に妥当性があること、④適正な手続がなされていること、⑤充当についての説明ができるよう書類等が整備されていること」を規定しています。また、(2)実費充当の原則として「政務活動費は、当該活動に実際に要した費用(実費)について充当することを原則とします。」とし、(3)按分に当たっての指針として「政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会活動又は私的な活動には充当できません。充当する経費の一部にこれらの支出を含む場合は、従来のとおり按分が必要となります。」とし、按分する場合の考え方を規定しています。

条例第4条第1項及び別表で定められている項目については、手引き第3章の「3 政務活動費 費目別充当経費の例示」で、費目別に充当経費の例を挙げています。

3 政務活動費の充当の適法性の判断について

(1) 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例別表に定める項目に該当する必要があるところ、最高裁平成25年1月25日判決(平成22年(行ヒ)第42号)では、平成24年法改正前の政務調査費に関する事例につき、「本件用途基準が調査研究費の内容として定める「…経費」とは、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり、議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないものというべきである。」としています。このことは、法改正後における政務活動費についても同様に判断されます(金沢地裁令和2年10月19日判決(平成28年(行ウ)第3号))。

(2) 本件用途基準における調査研究のための必要性の判断については、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。」とされています(最高裁平成22年3月23日判決(平成21年(行ヒ)第214号))。

4 政務活動費の充当の適法性について

(1) 請求人の主張「その1」について

ア 請求人は、日本維新の会横浜市議員団・無所属の会に所属する議員が、令和7年3月分の人件費として45万円が支出されていること（以下「本件人件費」という。）につき、収支報告書を見ると、当該議員は、政務活動費のほとんどを家賃とアルバイト代に費やしており、他の同会派に所属する議員と比べても異常な支出である、と主張しています。

しかし、当該議員によれば、本件人件費は、専ら会派又は議員の活動を補助する者の雇用に要する賃金として支給したものであり、本件用途基準に適合しています。また、判例（金沢地方裁判所平成28年9月29日判決）によれば、「議員又は会派が政務活動として具体的にいかなる活動を行うかということは、各議員及び会派の裁量に委ねられており、政務活動のために上記「職員」を雇用するか否かについても、各議員及び会派の裁量によるべき事柄であって、政務活動費の支出額に対してその雇用に伴う経費の額の占める割合が何パーセントをもって相当と評価し得るかという判断は困難であるといわざるを得ない。」とされていることから、人件費の支出割合が多いことをもって、違法又は不当な政務活動費への充当とはいえません。

イ 請求人は、議会事務局は本件人件費が政務活動に当たるか否か検証することもなく、この支出を認めている、と主張しています。

しかし、「人件費」は、条例第4条第1項に基づき別表で定める政務活動費を充てることができる経費の範囲として定められていることから、違法又は不当な支出には当たりません。

また、事務局では、一般的、外形的に見て不合理な領収書、疑義のある領収書等に係る支出については、会派又は議員に質問をするなどし、その内容等を確認しています。なお、手引きに定める政務活動費執行に当たっての原則のとおり、会派又は議員において、充当についての説明ができるよう書類等を整備することを求めています。

(2) 請求人の主張「その2」について

請求人は、日本維新の会横浜市議員団・無所属の会に所属する議員が、令和7年2月23日に長昌寺で開催された講演会に参加し、研修費として1,500円を支払ったことについて、直木三十五追悼会会費であり自身で払うのが当たり前だ、と主張しています。

しかし、当該講演会は、昭和58年に設立され、金沢区の地域住民を中心として構成されている「南国忌の会」が開催しており、著名な作家である直木三十五氏が金沢区に居住していたことがあり、金沢区所在の長昌寺に墓所があることから、同氏に関連する講演会等を行い、同氏の作品の研究・再評価に努めるとともに、地域における大衆文芸の向上・発展に寄与することを目的としています。また、「直木三十五賞」は、全国的にも知名度の高い文学賞であり、金沢区の地域活性化、観光の資源となる可能性があります。そのため、当該議員が、本講演を聴講することは、横浜市の文化事業

及び地域の歴史、観光振興に関連する調査研究の一環であるといえます。したがって、違法又は不当な政務活動費の充当とはいえません。

(3) 請求人の主張「その3」について

請求人は、調査研究費として視察に要した費用（以下「本件調査研究費」という。）につき、何が政務活動であったのかは、報告書を見ないかぎり判断すべきではないとして、政務活動費を充当すべきでない、と主張しています。

しかし、政務活動は、会派又は議員が自らの責任において適切に実施し、政務活動費の交付を受けるに当たっては、条例、規則、規程、手引きに基づき適正な手続を経るべきものです。また、本件調査研究費は、条例別表において政務活動費を充てることのできる経費として規定されている調査研究費の範囲の中で充当されたものであり、条例第6条に基づき議長への収支報告書の提出を受けています。

宿泊を伴う視察等については、手引き17頁「4 政務活動費の支出に当たっての留意事項」(2)エ(イ)において、活動年月日、活動場所、相手方、参加者、活動目的、活動内容、経費等を記録した書類・資料等を整えておくことを求めており、本件においては住民監査請求がなされたことから、議員から当該記録が資料として提出されましたが、視察報告書の提出は、政務活動費の充当の要件ではありません。したがって、視察報告書の提出がないことのみをもって、違法又は不当な政務活動費の充当とはいえません。なお、令和7年3月受付住民監査請求の監査結果及び監査委員会からのご意見については、各団長に報告しており、各会派でも重く受け止め、現在、より一層の透明性の確保に向けた対応を協議しているところです。

(4) 令和4年度政務活動費収支報告書提出による残余金の返還について

請求人は、「1 請求の趣旨」で、「理由もはっきりしないまま多額の返金に応じるべきではなく、不当利得を得た可能性もあり、市財政の健全化を阻害するものです」とし、「4、横浜市の不適切な金銭の授受」で、「理由もはっきりしないまま多額の金銭を受け取るのは、不当利得として訴えられ(る)可能性もあり、財政規律を歪めるものです。すみやかに返すべきです。」と主張しています。

しかし、法第242条第1項の定める住民監査請求の対象は、「公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するもの」とされています（最高裁判所平成2年4月12日判決・昭和62年（行ツ）第22号）。したがって、横浜市が会派又は議員から政務活動費の返還を受けたことについて、不当利得返還請求を受ける可能性があるとしても、住民監査請求の対象とならないと考えます。

また、令和4年度政務活動費収支報告書提出による残余金の返還は、令和7年9月30日付けで自由民主党横浜市議員団から収支報告書等訂正届出書が提出され、支出金額合計の差額として704,550円が生じたため、同会派から納付されたものです。し

たがって、「法律上の原因なく」（民法第703条）という不当利得返還請求権の要件を充たさないため、請求人の主張には理由がありません。

5 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないことから、本件措置請求については却下し、又は棄却されるべきものです。

【関係法令抜粋】

地方自治法第100条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもって議長に報告するものとする。
- 16 議長は、第14項の政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。

横浜市会政務活動費の交付に関する条例

(政務活動費の額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、前条の規定により会派に対する交付を選択した会派(以下「交付会派」という。)に対しては、月額550,000円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額を、同条の規定により議員に対する交付を選択した会派の所属議員及び会派に所属しない議員(以下「交付議員」という。)に対しては、月額550,000円を毎月交付する。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲等)

第4条 会派又は議員が政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。

- 2 政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会活動又は私人としての活動に要する経費に充てることができない。
- 3 会派又は議員は、政務活動費を前2項の規定に従って適正に使用しなければならない。

(収支報告書等の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、議長の定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し(以下「領収書等の写し」という。)を当該収支報告書に添付し、これを議長に提出しなければならない。

別表(第4条第1項)

項目	内容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究に要する調査委託費、交通費、宿泊費その他の経費
研修費	研修会の開催又は研修会への参加に要する講師等の謝金、会場借上費、機材借上費、交通費、宿泊費、出席者負担金その他の経費
広報費	会派若しくは議員の活動又は市政についての市民への周知又は報告に要する印刷製本費、会場借上費、機材借上費、交通費、ウェブサイト作成管理費、送料その他の経費
広聴費	会派若しくは議員の活動若しくは市政に対する市民からの要望、意見等の聴取又は市民相談に要する会場借上費、機材借上費、交通費その他の経費
要請・陳情活動費	国等に対する要請又は陳情活動に要する交通費、宿泊費その他の経費
会議費	意見交換会その他の会議、会合等の開催又はこれらへの参加に要する会場借上費、機材借上費、交通費、宿泊費、出席者負担金その他の経費
資料作成費	会派又は議員の活動に必要となる資料の作成に要する印刷製本費、翻訳料、原稿料その他の経費
資料購入費	会派又は議員の活動に必要となる資料の購入等に要する図書購入費、新聞雑誌購読料、データベース利用料、資料複写費その他の経費
人件費	会派又は議員の活動を補助する者の雇用に要する賃金、給与、手当、社会保険料その他の経費
事務所費	会派又は議員の活動に要する事務所(附带施設を含む。)の賃借料、管理費、光熱水費その他の経費
事務費	会派又は議員の活動に要する通信運搬費、消耗品購入費及び備品購入費(リース料を含む。)

(令和7年 12月2日受付 住民監査請求)
※請求人及び関係職員による陳述の概要
※氏名等是不表示処理をしています

陳述の概要

1 請求人の陳述

○ 請求人 X

まず1つ目の人件費の問題ですけれども、議員Aが3月30日に50,000円、3月31日に、2名に対して200,000ずつ、合計450,000円をアルバイト代として払ったという内容ですけれども、これについては、この50,000円なりを受け取っている人間が何をしたのか全くわからないんですよ。政務活動ということは全く認定できないんで、やはり人件費として、3月31日に450,000円が払われたというのはやはり問題があるんじゃないかと思います。

この議員は、実は保土ケ谷区の議員さんだったんですよ。自民党の保土ケ谷区の議員だったんですけども、落選して、その次の選挙の時に、どういわけか金沢区から出て議員になったそうです。それで保土ケ谷区の区民の方に聞いたら、自宅は保土ケ谷区にあるそうなんです。金沢区に移ったわけじゃないんですよ。金沢区には事務所を置いてアルバイトを雇って、市会活動をやっているということらしいんですけども。

まあ私も定かじゃないんですけど、保土ケ谷区に住居がある方が金沢区の議員をやっているっていうのは、やはり無理があるんじゃないかと思うんですね。そういう形態で議員をやられている方が、金沢区に事務所を置いて、事務員を雇うということは、まああり得るわけなんで、事務費とね200,000円だから360,000円を毎月事務費とアルバイト代を払ってきたんです。ところが突然令和7年度の3月になると、アルバイト代が当然400,000円に増えて、これ実態はあるのかということなんですよ。多分3月31日に450,000円をアルバイト代として払うというのは、余った金をなんとかしたいというだけじゃないかとも思います。

それから、50,000円を事務サポート代として、これ白井市ですから、千葉県なんですよ、千葉県の人に、多分宿泊代とかないですから、1日50,000円支払ったんですよ。そんな仕事ないですよ、はっきり言って。

議員の他の月を見ますとね、石岡市とか他県の人に来ていただいて、50,000円だ、60,000円だという支払いをしているんですけども、宿泊代は全くないんで、一日の仕事だと思うんですけども、50,000円の仕事なんかないですから、やはり政務活動として使うんだったら、どのような実態があって払っているのか、きちんとすべきだと思います。

2つ目は、議員Aが2月23日に南国忌に参加されて、長昌寺に1,500円払ったっていうのを、研修費として申告したんですけども、私の主観の問題ですけれども、直木三十五さんの墓があるんですよ。直木さんの命日なんで、まあ、来月も行われるんですけども、命日に、参加するのに、自分の身銭を切らないんですよ。

この会派は身を切る改革って言っていますけれども、自分の身銭も切らないで、こういうものに参加して研修費だっていうことで、平気で領収書を市に提出しているっていうのは、私の主観的には許せないですね。やっぱり個人に対する侮辱ですよ。私の主観的には、自分で払っていくべきだと思います。

横浜市の議員がこれをなんか研修費ということで1,500円を扱って、もしかしたらこの後で、これ撤回しましたって言うんじゃないかと思うんですけど、あの議員Aは、前回の住民監査請求でも事前

に撤回しているんですよ。倫理関係の会費を月 10,000 円払っていたんですけども、それ 120,000 円全部撤回されたんで、どうなのかなと思っているんですけども。

これ私ね、まあ、こういうのは主観的な問題も含むんですけども、横浜市の議員が、こういう命日に、追悼式に参加するのに、身銭を切らないでやっているっていうのは、やっぱり恥ずかしいと思います。1,500 円っていうのはまあそんな大きなお金ではないかと思うんですけども、やはり撤回させて、しっかりするべきだと思います。

それからフィリピンの報告書ですね。自民党議員さんが 5 月にフィリピンに行ったんですけども、200,000 円、300,000 円の領収書がいっぱい出てくるんですよ。しかし、報告書がないですから、何をやられたのかっていうのは全くわからないんですよ。

それでこの件に関しては、私は情報公開請求しまして報告書を提出しなさいと言ったんですけども、従前と同じ対応で、全く応じてもらえなかったということなんですよ。

この報告書を出さないっていうのは、私、今、前回の案件の裁判をやっているんですけど、報告書が出たんです。実は、監査委員の皆さんは見てはいるはずなんですよ。監査の方は事前にこの間の住民監査請求のときに見られるんですけども、私たち市民は、裁判かけないと見られないんですよ。

それで、これを見ましたところ、ちょっとね、信じられないんですけど、会計報告がないんですよ。これが前回に関しての一つだったんですけど、会計報告しないで視察報告書じゃないんですよ。

多分あの、まあこれは非常に主観的な判断ですけど、これは報告書をいつ書いたかって問題なんです。行った直後に報告書をまとめて提出していれば、会計報告を出さないってことはないですよ。ところが、もうずっと幅が空くから、何にお金を使ったか覚えてないんですよ。だから会計報告が書けないんです。

会計報告がない報告書を視察報告書として提出されて、これが通っちゃったっていうのは、ちょっと驚きですね。

それで報告と中身を見ると、実は午前と午後を誤っているんですよ。午前中に鹿児島市役所に行ったってなっているんですよ。午前中は飛行機に乗っているわけなんです。行けるわけじゃないんですけど、平気でそういうデタラメを書いているんですよ。

まあ前回そういう事案がありまして、今回は海外ですから、やっぱり視察報告書っていうのは必須だと思いますよ。前回、高品委員と前田委員の方からも、報告書ぐらいは出せよって言いましたけど、報告書が添付されてないっていうのは、私、裁判長からね、「あなたは報告書の中身を訴追するんですか」って聞かれたんですよ。ところが、中身を見たのは裁判が始まってからなんで、「私は今見たんで、その中身も含めて反論できませんよ」っていう話をしたんですよ。

だからどういうことかという、横浜市民は、裁判できないんですよ。視察報告書がないですから。やってきたの、あんたら、視察報告書の中のこれは問題だということで裁判を起こすんですよ。ところが、市民は裁判やって初めて報告書を見ますから、裁判成り立たないんですよ。裁判長が一生懸命そんなこと言っていて、私、まあようやく気がついたんですけど、これは酷い仕打ちだなと思いますよ。

だって政務活動費の裁判って、どこでもやっているじゃないですか。ところが、横浜市は政務活動費の裁判に関しては、この宿泊を伴う研修に関してはね、裁判できないんですよ。それがやはり本当

に、恥ですよ。たかだか手引きの中で議長に提出しなくていいよって書いているだけですけども、自分で持っているよって書いている、このたった一行が、すごい意味を持ってきているんですよ。

こういうものを許しているのはね、まあだから裁判長には、そもそも報告書を提出しないで政務活動だということ認められているのが違法なんですよっていうのを説明したんですけども、そうだと思いますよ。だから報告書は、やはり提出してしかるべきだし、必須だということで、監査の方からもういっぺん強く言っていたらいいかなと。これ命令出していたらいいかなとダメですよ。

だってこの間も、監査の方で出せって言ったのに、未だに出さなくていいよってやっているんですから。1年前ですよ。

特に海外なんか行くと何が問題かという、この間、鹿児島に行った時は、横浜市の事務局、議事課から、鹿児島市の議事課に、こういう目的で行きますという書面が出るんですよ。それは情報開示していただけるんで、だいたい中身はわかるんですけどね。

海外の場合は、ないんです。ないですから、私、一応、情報公開請求したんですけども、ありませんって言われたんで。海外の市に行く場合、あるいは国に行く場合は、何もないんです、本当。

それで横浜市は政務活動だって認めているよっていうのがね、ありえないですよ。横浜市は何を根拠に政務活動だというふうに判断しているのか。監査の皆さんだって、監査して初めて報告書を見てるんですよ。私たち市民は、裁判して初めて報告書を見ているんですよ。だから、横浜市も見てないんですから、監査のときまで。判断しようがないじゃないですか。

常々言っていますけど、神奈川県も川崎市もちゃんと報告書は添付して、やっていますから。これはやっぱり恥だと思いますよ。

次は、とんでもないことが起こりまして。704,550円を手払いしたという領収書があって、それがおそらくこの間の監査は通ったんですよ。これを裁判にかけたら、突然自民党さんから返却があったんだということで、令和7年10月31日に704,550円を受け取ったということが起こったんです。

これは非常に、裁判長も含めて、ん？という感じでね、悩んでいまして、受け取っちゃったのよって言っているんですよ。仮にも、監査を通った金ですから。返す必要なんかないんで。弁護士さんに聞いたら、横浜市は受け取っちゃったから、もう問題ないという、そういうことなんだそうです。返し取っちゃったからもう裁判にならないよというような話らしいんですけど。

そもそも監査は通っているんですから、返す必要ないので、横浜市はやっぱり受け取るべきじゃないんですから。これはやっぱり監査からも保留にさせていただいて、裁判所が判断しますから、裁判所が判断した段階で、受け取るなり返却するなりしていただければよろしいんじゃないかと思います。

オンブズマンの先生に確認したんですけども、横浜市の議事課では、裁判の調査をしているそうなんです。どこの裁判所でこういう判決が出たよということで、その判決に従えば、これは駄目だよっていうふうにやっているそうなんです。だからこれも、裁判所が駄目だよっていう、まあいいよという判断をする場合もありますから、駄目だよっていう判断すると言っちゃいけないと思うんですけど、あの横浜市の判断が出た段階で判断すればよろしいんじゃないですかね。

主観的には、私は大きなお金だと思っていますから、この扱いはね、やっぱりちゃんとしなさいといけませんよ。そうしないよってね、裁判できないんですよ。

今度1月26日に裁判があるんで、裁判長に、私これ監査請求しますよって投げかけてあるんで、まあ裁判長もそうだねっていうような顔をして聞いてくれたんですけど、やっぱり保留っていうようなね、判断をしていただかないと。それで裁判所で判断を仰ぐというのが一番よろしいかと思えます。

そうしないと、横浜市の監査は騙せたけど、裁判所は騙せないからっていうことで、返したってことですか。そういうことにもなりかねないんで、私は毅然とした対応をすべきだと思います。ということで、陳述を終わります。

○ 請求人Y

私も同じように704,550円を返したっていうことが、監査を通ったものをね、なんで返したのかねと思っていて、このことについては、請求人Xが説明したように。結局、裁判になったら困ると。裁判させないためにね、自民党は返せば問題ないだろうっていうふうに思ったんだろうなど。でもそれはやっぱり、さっき請求人Xが言ったように、監査は何とかなっても裁判になると困るというような判断があったんじゃないかと。そんなことあるかなとか疑問に思っていたんですけど、そこら辺も含めて、ぜひ検討していただきたいとは思っております。終わります。

2 関係職員の陳述

○ 関係職員

それでは、見解書を用意いたしましたので、それを読み上げる形でご説明させていただきます。よろしくお願いたします。

(「別紙2 見解書」に基づき陳述)

3 監査委員から関係職員への質問

○ 高品監査委員

資料の4ページの(3)の請求人の主張について後ろの方ですが、「現在、より一層の透明性の確保に向けた対応を協議しているところですよ」とありますが、これはまだ協議しているんですか。

○ 関係職員

協議中でございます。

○ 高品監査委員

いつ頃結論が出るんですか。

○ 関係職員

それも含めて現在協議しているところでございます。

○ 前田監査委員

見解書の3ページ目、アの二段落目ですね「しかし、当該議員によれば、本件人件費は、専ら会派又は議員の活動を補助する者の雇用に要する賃金として支給したものと」なっているんですけど

も、請求人から出された事実証明書のまず1番ですね、人件費として5月31日に60,000円が払われて、これ石岡市って茨城県石岡市ですかね。で、その事務サポート費って書いてありますけれども、この事務サポートをした期日、あるいは場所っていうのは特定できていますか。

○ 関係職員

今回の監査を受けて根拠となる資料については、議員に提出を求めています。

○ 前田監査委員

事務サポートって書いてあるので。

いつの事務サポートなのか、いつどこでの事務サポートなんですか。

○ 関係職員

それについては提出を求めているところです。

○ 前田監査委員

今現在では、わからないってことですか。

○ 関係職員

今日は、手元にはございません。

○ 前田監査委員

いや、例えば1年間にわたっての事務サポート費が、あるいは1か月だけか、1日だけか、場所はどこでのサポートがあったのか。

○ 関係職員

それぞれの人によって違いますけれども、長期にわたって雇用をしているものになっています。

○ 前田監査委員

だからその長期に渡ったということ、そこらの資料は調査中だということですか。

○ 関係職員

提出を求めているところです。

○ 前田監査委員

じゃあそれは、追って提出していただけますか？同様のことは、事実証明書の2の50,000円、3月30日、これさっき請求人が指摘されたように、千葉県白井市ですか。で、これも同じなんですね。いつからいつまで、どこでどんな内容の事務サポートがあったか。特にこれ嫌なのは、2025年3月30日は日曜日ですよ。議員さんが日曜日に、現金でこの人に渡したって事実は、普通あり得るんですか。

○ 関係職員

あり得ないとは言えません。議員の場合は、我々のように就業時間が定まっているものではございませんので、私たちの感覚として土日が休みだということは議員の中には当てはまらないと考えてございます。

○ 前田監査委員

そうすると、日曜日に横浜で渡したのか、あるいは千葉県白井市で渡したのか。これはどうなんですか。

○ 関係職員

渡した場所についてはちょっとこちらでも把握しておりませんが、こちらの人についても雇用の期間ですとか、手引きに定められている事項の根拠となる資料については取り寄せてございますので…

○ 前田監査委員

さっきの事実証明書1も同じですよ。茨城県石岡市の人に払ったっていう時に、これ現金で払っているわけですよ。この領収書を見る限りでは。

○ 関係職員

領収書だけでは、現金かどうかは、確認は取れておりません。

○ 前田監査委員

いや、領収書って現金じゃないんですか。振込みだってことですか。

○ 関係職員

振込みの場合にも領収書を取っているものもあります。

○ 前田監査委員

そうすると、振込みの証拠はどこにあるんですか。

○ 関係職員

今回は添付されていません。

○ 前田監査委員

だからそういうのが振込みの振込依頼書とか、そういう証拠がないから現金の手渡しにしか見えなんでしょうけれども、そういう発想は議会局になかったんですか。

○ 関係職員

賃金について手渡しというところは、特に違法ですとか不当と認める根拠は…

○ 前田監査委員

いや、手渡しはいいんですけど、払うときに、茨城県石岡市に行ったのか、東京で渡したのか、横浜で渡したのか。横浜で渡したなら、旅費・交通費が発生しないでしょうけど、石岡市で渡したなら、この議員さんの旅費・交通費が発生するわけですよ。

○ 関係職員

という場合が、そうなる…

○ 前田監査委員

だって、政務活動費なんだから、政務活動に必要な行為であれば、旅費、交通費も経費になりますよね。

○ 関係職員

はい。

○ 前田監査委員

そうですね。交通費なんか一番明確ですから。だから、振込手数料がかかったなら、それもそれで。だからやっぱり、この内容がよく分からない。それから日数的に、我々がちょっと見るとね、なんで3月31日になるのっていう感じがするんです。なんで年度末と一致する日に払ったんでしょうかね。一般的には。

同様に、この事実証明書の3番あたりもそうですね。これなんか、もっとわからないのは、2025年3月の1か月分の給料として200,000円払ったんですよね。どんなことしたんですか。あの議員さんの政務活動費が月550,000円だとしたら、200,000円っていったら相当のことしなきゃ。で、それが3月だけに、どうして偏るようなことがあったんですか。例えば1年を通してとか、わかりますか。

○ 関係職員

今回、添付されていたのがこの月の分ですが、ほかの月もあります。

○ 前田監査委員

ほかの月は、いくらだったんですか。

○ 関係職員

それについては、ちょっとまとめて、調べていないです。

○ 前田監査委員

領収書を書いた人の署名を取ったんですかね、それとも印刷されたものですか。

○ 関係職員

領収書の提出はデータで行いますので、スキャンされたデータです。

○ 前田監査委員

いや、領収書を書いた人の名義人ですけれども、署名だったんですか。それとも活字印刷されたものですか。

○ 関係職員

あ、署名部分ですね。確認しないとわからないです。黒塗りのところですね。

○ 前田監査委員

ええ、やっぱり事務サポートという以上は、この横浜市金沢区柴町の人は分かるんですけれども、その人の人的属性にもよると思うんですよ。例えばこの柴町の人はですね、失礼だけど、全く政務活動とは関係ないような職業に就いていた人だということであれば、いくらなんでも200,000円は高すぎるんですよ。例えば議員秘書の経験があるとかね、そういうならわかるけれども、そういう経験も一切もなく1か月200,000円っていうのは政務活動費の550,000円からみても、その必要性合理的妥当性ですよね。合理性がまさに判例でも言われているんですけれども、それが把握できるかどうかってちょっとどうかなと。

それから、もうこれ全部領収書も同じですけど、次の3月31日の横浜市磯子区丸山の人ですけども、これ、まさに区が違うっていうのも一つの問題。その必要性があったかどうか。

○ 関係職員

磯子区は、金沢区のすぐ隣の区でございますので…

○ 前田監査委員

まあ隣だからと言ったって議員活動に必要なかどうかということとまた別だし。この事務サポート費の200,000円っていうのが1か月分なのか、それともずっと、1年分なのか。どんな仕事をしたかかっていうのがやっぱり分からないと、合理性を判断できない。請求人はその金額のことを問題にされているけど、私から言うと合理性がこの領収書では、はっきりしない。なんか他に資料があったならいいですけど。そこらも調査中であれば、やはり今回判断する上で重要なので、調査した上、御報告いただけますか。

○ 関係職員

本来、制度上、各議員が手元で保管しておくべき雇入れに関する資料については、請求してございますので、提出したいと思います。

○ 前田監査委員

合理的関連性ですね。どんな仕事をどの期間やって、その人はどういう立場の人か。そうしないと、全く議員活動と関係しないような、商品の販売店の人とか、それに対してサポートってどこまで言えるのか。

○ 関係職員

政務活動でございますので、それぞれ議員の判断もあるかと思えます。

○ 前田監査委員

いや、判断はあるけど、合理性はなきゃ駄目ですよ。

○ 関係職員

説明できる資料を後ほど御用意させていただきたいと思えますので…

○ 前田監査委員

裁量を前提として、とはいったって合理性がなきゃ駄目っていうのが判例のはずなんです。そこを言っていたかないと、やっぱり1か月ポコンと200,000円、これまさに、いつからいつまでの分なのかもわからずに、一気に3月に、しかも年度末に払ったというのでは、ちょっとなかなか合理性が認められないかなと。

それから、南国忌の会ですけども、まあ調査といえば調査かもしれませんが、個人的な教養を得るためとも言えなくはない会ですね、これだけ見ると。何を言いたいかという絶対個人だっていうならこれは論点から外れる。絶対に政務活動に関わるって言ったらこれも論点から外れる。その微妙な、両方の側面があるような場合について、議会局としてはどうお考えになっているんですか。

○ 関係職員

政務活動性については、議員の判断というところもありますので、領収書からは読み取れない場合は適宜提出されたときに、事務局職員が確認はしております。政務活動として行ったものですね、という確認はしてございます。それ以上のことをということでしょうか。

○ 前田監査委員

南国忌の講演内容の「あのころ」って何なんですか。つまり、調査活動に必要な限りの「あのころ」の話なのか、それとも単に直木さんのことを悼むということでの話なのか。つまり個人的な部分も否定できない個人的な教養を高めるという意味での側面を否定できないんじゃないでしょうか。できないとおっしゃるなら、もうそれで一つの考えです。両方の可能性がある場合は、例えば、政務活動費として上がってきたとしても、個人の分があるんだから半分まで認めるとか。税務調査なんかではよくある話です。何割と見る。これについて、この表題から見て、100パーセント政務調査に関わると言えるというふうに判断された根拠は何ですか。

○ 関係職員

請求人から監査の御請求をいただいたことにあたって、議員からヒアリングもしておりまして、見解書で部長からも述べさせていただきましたが、確かに、内容としては、あの講演会というところはございますけれども、その会が、地元で文豪と言われる直木三十五が居住していたこと、また、その家の跡が残っているっていうところを、地元選出の議員がその事実を調べることによって、今後の観光振興であったり、横浜市を文芸の街として売り出すみたいなどころもありますので、そういった施策に生かすことがあるのではないかという観点で参加したという風にヒアリングでは聞いておりますので、政務活動にあたると事務局では判断しました。

○ 前田監査委員

私の質問は、個人的教養を高めるという個人的な側面は一切ないというお考えですか？という趣旨です。

○ 関係職員

議員からの説明では、今申し上げたような説明で…

○ 前田監査委員

まあだから説明はいいんですけど。議会局としては、個人的な側面は一切ないというご見解ですかという質問です。だって、合理性の有無については議会局が判断すべきことであって、あくまでも議員さんは、情報提供でしかないわけですよ。それを議会局が合理性があるかないかで。そこの点についての質問です。

○ 関係職員

あると判断しております。

○ 前田監査委員

要するに、個人的教養を高めるという個人的な側面は一切ないという見解ですか。

○ 関係職員

そうですね。議員の説明から、調査研究として、政策の研究として参加されたというふうな判断をさせていただきます。

○ 前田監査委員

はい。以上です。

4 請求人の意見表明

○ 請求人X

アルバイト代ということですが、今、ルールを説明しますが、保土ヶ谷区の議員さんだったんで、保土ヶ谷区の区民に聞いたんですよ。保土ヶ谷区選出の議員であったとき、確かにすごい高いところで事務所を借りて、やっていましたと、ただ、アルバイトはいなかったですという説明を受けています。その人に言わせると。市会議員ごときが、なんでそんなに人を雇う必要があるんだ、自分で歩きなさいよって言っていました。ほかの議員を聞いても、フットワークの良い人は、本当は電話一本かけると、飛んできてもらって、説明を聞きますよね。市会議員というのは、フットワークが良いかどうかなので、そんなね、アルバイトに頼って議員活動をやっているということは、資質はあんまりないですよ。

それでこれは、同じ会派の議員の人の収支報告ですが、人件費ゼロですよ。この方は、今、会派の代表者でしょう。この方は人件費ゼロです。議員Aは、人件費、賃金ということで、3,730,000円、これは半分以上じゃないですか。事務所費と合わせて6,000,000円ですか、5,700,000円、払っているんです。ほとんどアルバイト代に費やしているのが議員活動だということなんですよ。

だからこれを考えれば、身を切る改革って言って、庶民からね、あの薬代でさえ保険かけるなって騒いでくる会派の議員さんですよ。それがね、身を切らないで、無駄遣いばかりしているっていうのはね、これは無駄遣いだ。はっきり言って自分で動けと、というのが市民的にはね、そういう声を確かに聞きましたから、私もそうだと思います。

だって保土ヶ谷区選出の議員だったときは、事務所にアルバイトいないんですよ。金沢区に勝手に、議員としては、まあこれ横浜市認めているからそうなんだけど、横浜市保土ヶ谷区の議員が、区を変えて出てもいいそうなんです。金沢区に行って、議員だって言って、それで自分は今、保土ヶ谷にいいのか知らないですけど、まあアルバイトを使って、議員活動だって表している。

これは本当に許されません。だから私はあえて問題にしているんですけども、議員としてはやっぱり必要なのか、それは補助のサポートが必要な人はいるでしょう。ただ、この方に関してはね、特に3月31日に400,000円ポンと払ったっていうふうに申告されているんですよ。まあ余った金を回しただけですよ、はっきり言って。そんな会計処理を認めているのは、やっぱりちょっとおかしいと思いますよ。

それから、報告書については、なんでそういう風にかかないんですか。報告書について、今検討中かどうか、この見解書に書けばいいじゃないですか。それで質問されて。見解書には書いてないでしょう。質問されて、はっきり言って、突然ですよ、どこにそんなこと書いてあるんですか。

最後に、704,550円っていうのは、やはり受け取っちゃダメですよ、そんな金は。

(※意見表明時間(5分)超過のため終了)